

## 特殊車両・過積載の国道・高速道路合同取締り結果

大型車両の違法運行に伴う事故や、道路・橋梁の損傷を未然に防止することを目的に、北陸地方整備局長岡国道事務所が管理する国道8号とNEXCO東日本新潟支社長岡管理事務所が管理する関越自動車道において、同時刻に合同取締りを実施しました。

なお、長岡国道事務所と長岡管理事務所の特殊車両・過積載の合同取締りは今回が初めての取り組みとなります。

### 取締り実施結果

取締り日時：令和5年10月18日（水） 14時～16時

#### 取締り場所及び結果

◆国道8号 <sup>みやもと</sup>宮本除雪ステーション（新潟県長岡市宮本1丁目地先）  
取締り車両数：4台 うち違反指導を行った車両：0台

◆関越自動車道 <sup>かみのぞきまちのだ</sup>長岡インターチェンジ（新潟県長岡市上除町野田地先）  
取締り車両数：3台 うち違反指導を行った車両：2台  
＜違反指導を行った内訳＞  
道路法取締り 2台（警告）  
道路交通法取締り 0台

道路を安全に利用していただくにはルールを守り、整備された車両による適切な運行を心がけなければなりません。

今後も引き続き、規則を周知・理解していただけるよう呼び掛けてまいります。

お問い合わせ先：【本取締りに関することについて】

◆国道8号宮本除雪ステーションでの実施に関すること

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

管理第一課長 <sup>さとう</sup>佐藤 <sup>ともひろ</sup>智裕 [電話] 0258-36-4552（内線431）

◆関越自動車道長岡インターチェンジでの実施に関すること

東日本高速道路株式会社（NEXCO東日本）新潟支社 長岡管理事務所

管理担当課長 <sup>なんくも</sup>南雲 <sup>たけし</sup>武司 [電話] 0258-46-4882

【過積載に関することについて】

新潟県 長岡警察署 交通課 [電話] 0258-38-0110

## 【取締り実施状況】



国道8号での特車取締り



関越自動車道長岡インターチェンジでの特殊車両取締り

➤ 下表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどが これを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて 最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



### 【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限は道路法のほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。